

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

二 漁業権の免許番号

共第一号、共第四号及び共第五号

三 変更の内容

第二条第二項中「口頭」の次に「又はオンラインシステム」を加える。

第九条第一項中「又は」を「、」に改め、「指定取扱店」の次に「又は組合が指定するオンラインシステム」を加える。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「遊漁承認証」の次に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加え、同条第二項中「場所」の次に「、組合が指定するオンラインシステム」を加える。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和六年七月十二日